

関西国際空港消防相互応援協定

大阪市、堺市高石市消防組合、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉南市、阪南岬消防組合、忠岡町、熊取町及び泉佐野市（以下「協定市町等」という。）の長並びに関西国際空港株（以下「空港会社」という。）は、関西国際空港（以下「空港」という。）及び周辺における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及び周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市町等（以下「受援市町等」という。）の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市町等（以下「応援市町等」という。）の消防長及び空港会社の保安部長に対し応援を求めることができるものとする。

2 前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他迅速な連絡方法により行い、事後においてすみやかに次の事項を文書で提出するものとする。

- (1) 緊急事態の発生日時及び場所
- (2) 緊急事態の種類及び被害の状況
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 応援を要する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (5) 応援隊の到着すべき場所
- (6) その他必要な事項

（応援及び種類）

第3条 応援市町等の消防長及び空港会社の保安部長は、前条の規定により応援要請があったときは業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。また、この場合の応援の種類は、次のとおりとする

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援市町等の現場指揮本部長が指揮するものとする。

2 現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは直接隊員に命令することができる。

（費用の負担）

第5条 応援出場に要する費用については、空港会社と協定市町等の間においては各自に要した費用を負担するものとし、協定市町等の間については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の各号によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的な経費については、応援市町等の負担とする。
- (2) 受援市町等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じたときは、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

(緊急事態の通報)

第6条 空港会社の保安部長は、緊急事態が生じた協定市町等の消防長に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他迅速な連絡方法により行うものとする。

(1) 緊急事態の種類

(2) 航空他の機種及び搭乗人員

(3) 緊急事態の発生場所、日時及び被害の程度

(計画の立案及び訓練)

第7条 協定市町等及び空港会社は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、合同訓練を実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町等及び空港会社は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市町等の消防長及び空港会社の保安部長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等及び空港会社が協議して定めるものとする。